



タックス・インサイト

COVID-19 に対する税金及びビジネス救済

スナップショット

グローバルな COVID-19 パンデミックは私たち全員に大きな影響を及ぼしています。ビジネス、家庭、経済、私たちのより広いコミュニティの健全性がすべて影響を受けています。これに対してオーストラリア政府は、さまざまな景気刺激策やその他の支援策を発表しています。

2020年3月12日に連邦政府により第1ラウンドの176億ドルの[刺激策](#)が発表され、2020年3月22日に更に661億ドルの[経済支援策](#)が発表されました。さらに、連邦政府の融資保証による150億ドルの追加支援、小規模な貸し手のサポートと準備銀行の政策のサポートが提供されます。2020年3月23日には、連邦刺激策を迅速に実施するための法律が議会に導入されました。

オーストラリア税務局（ATO）は事業の混乱を受け、税務義務の履行を支援する一連の行政措置を発表しています。

さらに、州政府も州内の企業に対する税控除措置を導入しました。

このタックス・インサイトは、オーストラリアの納税者を支援するために発表されたすべてのタックスおよび事業救済の包括的な視点を提供するように作成されています。また、これまでに浮上している特定のタックス問題に関するATOの見解も含まれています。

このインサイトは、2020年3月24日現在のものであり、税およびビジネスに関する対応策がこれから継続的に発表されると期待されます。

立法

2020年3月23日に大きな法律が議会によって可決されました。説明覚書（EM）は約250ページあり、主要な法案（コロナウイルス経済対応パッケージオムニバス法案2020）は約100ページあります。この法律は2020年3月24日にロイヤル・アセントを得ています。

立法パッケージには、政府の経済的対応を実施するためのいくつかの法案が含まれています。

- コロナウイルス経済対応パッケージオムニバス法案2020（オムニバス法案）
- 中小企業への貸付保証（コロナウイルス経済的対応パッケージ）法案2020
- オーストラリア・ビジネス成長基金（コロナウイルス経済対応パッケージ）法案2020
- 深刻な影響を受けた地域への援助（特別処分）（コロナウイルス経済的対応パッケージ）法案2020
- ストラクチャード・ファイナンス・サポート（コロナウイルス・エコノミック・レスポンス・パッケージ）法案2020
- 歳出（コロナウイルス経済的対応パッケージ）法案（No 1）2019-2020
- 歳出（コロナウイルス経済的対応パッケージ）法案（No 2）2019-2020
- 雇用者のためのキャッシュフローの促進（コロナウイルス経済対応パッケージ）法案2020

タックスとビジネスの観点から最も関連性の高い項目として、オムニバス法案は次の措置を含んでいます。

- スケジュール1 - インスタントアセットの償却の強化
- スケジュール2 - バックিং・ビジネス・インベストメント（BBI）
- スケジュール3 - 雇用者のためのキャッシュフローの促進（コロナウイルス経済対応パッケージ）法案2020
- スケジュール4 - 成長をサポートするための世帯への景気刺激
- スケジュール7 - 実習生、研修生、および航空部門の支援
- スケジュール8 - 会社法への柔軟性の提供
- スケジュール10 - スーパーアニュエーションのドローダウン
- スケジュール11 - 収入サポートの受給者のための追加サポート
- スケジュール12 - 経済的に困窮した個人および企業のための一時的な救済
- スケジュール13 - スーパーアニュエーションの早期リリース
- スケジュール14 - メディケア賦課およびメディケア賦課の低所得のしきい値
- スケジュール15 - 次回の intergenerational report の2021年への延期

関連する法案とEMに含まれている資料は広範に渡り、このインサイトの発表時点（2020年3月23日現在）では、提案されたものを検討する機会に限られているため、本インサイトでは、必要な範囲、法案に基づくコメントを以下に示しております。弊社では、提案された法律の更なる分析を遅滞なく行っていく予定です。

連邦政府の対応：ステージ 1 および 2

最初の 176 億ドルの景気刺激策パッケージは 2020 年 3 月 12 日に発表され、更に 10 日後の 2020 年 3 月 22 日に 661 億ドルの経済支援パッケージが発表されました。

政府の経済的対応は、短期的なキャッシュフローに課題を有する企業をサポートし、個人、深刻な影響を受けたコミュニティや地域にサポートを提供し、オーストラリア経済における信用の継続的な流れを確保するように設計されています。これらは以下の 3 つの主要分野を対象とした様々な支援策を含みます：

- 個人や世帯をサポート
- 企業をサポート
- ライン・オブ・クレジットのサポート

主要な対策のタイミングは以下の表 1 となります。

表 1：支援のタイミング（[財務省ファクトシート](#)からの抜粋）

日付	サポート
直ちに 控除額が 2019-20 年の確定申告に含まれる	インスタントアセットの償却の増加
直ちに	スーパーアニュエーションの最低ドローダウン率を一時的に削減
直ちに、 控除額が 2019-20 年の確定申告に含まれる	BBI:パッキング・ビジネス・インベストメント — 減価償却の加速
可及的速やかに	コロナウイルスの影響を受けた地域とコミュニティのサポート
2020 年 3 月 31 日から	世帯を支援するための 750 ドルの支払い（第一回目）
4 月上旬から申請	既存の実習生と研修生への支援
2020 年 4 月中旬から申請	スーパーアニュエーションの一時的な早期リリース
2020 年 4 月 27 日から	収入のサポートとコロナウイルス補填
2020 年 4 月 28 日から	雇用者のためのキャッシュフローを後押しする第一段階
2020 年 5 月 1 日から	みなし率の低下による送金の増加
2020 年 7 月 13 日から	世帯を支援するための \$ 750 支払いの（第二回目）
2020 年 7 月 21 日から	雇用主のキャッシュフローを後押しする第 2 フェーズ

予算の影響

連邦政府の発表には、将来期間（2019-20 から 2023-24 まで）に対する政府サポート推定予算額が含まれており、予算の総額は 637 億ドルです。中でも最大のものは、雇用者のキャッシュフローの増加（319 億ドル）であり、次に世帯の所得支援（141 億ドル）が続きます。ただし、これらの数値は 2023 年から 24 年までの 5 期間のものであり、推定サポート予算額の 97%は、現在の年（2019-2020）と 2020-21 年の支出が想定されています。

言い換えれば、現時点での政府の対応は、臨時政策が主に 2 会計年度にわたってのみ大きな経済的影響を与えると想定しています。予算割り当てが今年度と 2020-21 年にかけて増加するかどうか、そしてその影響が 2 年を超えて拡大するかどうかはまだ分かりません。

中小企業（SME）のためのキャッシュフロー支援

雇用主のキャッシュフローを後押し

「雇用主のためのキャッシュフローの向上」の測定値は、3月12日の政府の景気刺激策の一環として最初に発表され、3月22日に更に強化されました。以下の要約は、3月22日の発表後の立場に焦点を当てています。

この指標は次のように 20,000 ドルから 100,000 ドルの「雇用者のキャッシュフローを強化する」ことでビジネスのキャッシュフロー圧力を緩和することを目的としています。

- 中小企業および非営利団体で、年間総売上高が **5,000 万ドル未満** の雇用者は **非課税** 所得を受け取ります。
- 対象となる SME は、2020 年 3 月 12 日より前に設立されたアクティブな雇用主である必要があります（または登録された慈善団体、その日以降に設立された場合でも）。
- このベネフィットは、実質的に 2 つのフェーズがあります。
 - フェーズ 1：2020 年 4 月から 7 月に提出されたビジネス・アクティビティ・ステートメント（BAS）に基づく。そして
 - フェーズ 2（追加の支払い）：2020 年 7 月から 10 月に提出された BAS に基づく。
- 各フェーズでの最大支払い額は \$ 50,000 となる。管理の簡素化の問題として、追加支払いの金額はフェーズ 1 で受け取った支払いと等しくなります。
- ATO は、2020 年 4 月後半に提出される予定の 2020 年 3 月のアクティビティ・ステートメント（四半期ごとまたは月次にかかわらず）の提出時に、適格な雇用者にクレジットとしてフェーズ 1・キャッシュフロー・ブーストを最初に提供します。
 - 四半期ごとの申告者は、2020 年 3 月と 2020 年 6 月までの四半期の支払いを受け取ることができます。
 - 月次申告者は、2020 年 3 月、4 月、5 月、6 月のログの際に支払いを受け取ることができます。
- フェーズ 1 では、従業員の給与と賃金に源泉徴収する適格な雇用主は、源泉徴収額の 100%に相当する支払いを受け取ります。
- 給与と賃金を支払う適格な雇用主は、源泉徴収を要求されていない場合でも、最低 \$ 10,000 を受け取ります。
- ATO は、2020 年 6 月のアクティビティ・ステートメント（四半期ごとまたは月ごと）の提出時に、2020 年 7 月後半に提出される予定の適格な雇用主に、フェーズ 2「追加支払い」をクレジットとして最初に提供します。
 - 四半期ごとの申告者は、2020 年 6 月および 2020 年 9 月に終了する四半期の支払いを受け取る資格があります。月次の申告者は、2020 年 6 月、7 月、8 月、および 9 月のログの際に支払いを受け取る資格があります。
- 適格事業者は、受け取った「雇用主のためのブースティング・キャッシュフロー」のすべての支払いの合計に等しい追加支払いを受け取るために、引き続きアクティブである必要があります。これは、対象となる企業が両方のフェーズで少なくとも 20,000 ドル、合計で 100,000 ドルを受け取ることを意味します。

詳細については、[財務省ファクトシート](#)と [ATO Web サイト](#)をご参照ください。

立法パッケージの最初のレビューからの予備的コメント

次のいずれかである場合、企業はこの政策の対象となります。

- 1997年の所得税査定法（ITAA 97）のセクション 328-110 で定義されている、特に 1,000 万ドル未満の売上高の小規模企業体。または
- 中規模企業体：1000 万ドルを参照する ITAA 97 のサブディビジョン 328-C の各参照が、代わりに 5,000 万ドルを参照する場合、中規模企業体と実質的に定義されます。

関連する売上高は、以下のいずれかを参照して実質的に決定されます。

- 企業の評価された直近の所得年の実際の売上高。または
- **コミッショナー**は、四半期ごとの申告者は 2020 年 1 月 1 日、月次の申告者は 2020 年 3 月 1 日を含む収入年度の売上高（例えば、2020 年 6 月 30 日または 2020 年 12 月 31 日に終了するケース）が \$ 5000 万未満という合理的な判断を認めています。

中規模企業に関して、ITAA 97 の下位区分 328-C へのリンクには、セクション 328-115 への参照が含まれていることにご注意ください。これは、企業の総売上高を決定する際に、コネクテッドエンティティと関連会社を考慮する必要があることを規定しています。一方、EM は、「更なる情報や分析なしにこれらの事業体への支払い」を許可するために、売上高テストは「コミッショナーに知られている」情報に基づくことをコメントしています。

この EM コメントは、売上高テストが関連する企業の売上高に基づいて適用されることを意味します。これは、企業の最新の評価を行う際に考慮された以前に提出された税申告情報に基づいてコミッショナーに明らかにされます。実際の売上テストの適用が明らかにされることが期待されます。

重要なことに、上記の 2 番目のテストでは、これらの規定を、以前に評価されていない企業、または「最新の評価以降、状況に大きな変化があった」企業に適用できます。一部の企業の売上高は今会計年度に大幅に減少する可能性が高いので、以前に 5,000 万ドルを超える売上高があった特定の企業は、今年度のその金額を下回るため、この政策の対象となるはずではありません。

非営利団体である事業体は、この政策の目的からは継続事業体として扱われます。

即時資産償却（IAWO）の機能強化

- IAWO の対象となる資産のしきい値は、**30,000 ドルから 150,000 ドル**に引き上げられ、**2020 年 6 月 30 日**まで、**総売上高が 5 億ドル未満**の企業が利用できます。
- IAWO は、「この発表から」（2020 年 3 月 12 日）を、このタイムフレームで最初に使用またはインストールされた新しい、または中古の資産に適用します。僅か 3 か月半しか税務年度末から離れていないため、納税者は迅速に対応する必要があります。
- しきい値は資産ごとに適用されるため、適格企業は複数の資産を即座に償却でき、これらの事業にキャッシュフローのメリットをもたらします。
- 適格資産とは、ITAA 1997 の第 40 条から 25 条に基づいて、価値の低下（すなわち、減価償却）が差し引かれる資産です。除外は、現時点において簡易減価償却規則の対象となっていない資産に適用されます。これらには、資本的支出控除、ソフトウェア開発プールに割り当てられたソフトウェア、ブドウを含む園芸植物、低価値の資産プールに割り当てられた資産、およびリースされているか、または減価償却期間の 50%以上がリースされる予定の資産が含まれます。
- IAWO は、2020 年 7 月 1 日から、中小企業（売上高 1,000 万ドル未満）の 1,000 ドルに戻ります。

バックিং・ビジネス・インベストメント (BBI) -加速償却

- BBI または加速減価償却のインセンティブは、アイテムが 150,000 ドルのしきい値を超えているか、アイテムが最初に使用されていないか、または使用できる状態でインストールされていないために、上記の即時資産償却に該当しない適格支出に対して 2020 年 6 月 30 日まで 50%の即時控除を提供します。
- 年間総売上高が 5 億ドル未満の企業は、既存の減価償却ルールを資産のコストのバランスに適用して、インストール時に適格な資産のコストの 50%を差し引くことができます。したがって、適格企業は、資産が設置された年に、50%の即時控除に加えて、資産の費用の残高に関するディビジョン 40 の減価償却控除を請求することができます（以下の例を参照）。
- 適格資産とは、発表（2020 年 3 月 12 日）後に取得され、**2021 年 6 月 30 日までに**最初に使用またはインストールされた、ITAA 1997 のディビジョン 40 に基づいて減価償却できる新しい資産（すなわち、設備、特許などの特定の無形資産）を指します。
- このインセンティブは、中古のディビジョン 40 の資産、またはディビジョン 43 で償却可能な建物およびその他の資本的工事には適用されません。

例)

売上高が 4 億ドルの会社が、2020 年 7 月 1 日に 250,000 ドルの償却資産を購入し、すぐに使用できるようになりました。納税者の年度末は 6 月 30 日です。資産は 5 年間の有効期間にわたって均一に減価し、会社の所得税率は 30%です。

既存の規則と BBI の下での税控除計算の比較を表 2 に示します。

表 2：減価償却費の比較

	1 年目 20-21 年度	2 年目 21-22 年度	3 年目 22-23 年度	4 年目 23-24 年度	5 年目 24-25 年度	合計 (\$)
既存のルール						
減価償却費 (\$)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	250,000
現金税便益 (\$)	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	75,000
BBI -加速償却						
即時控除 (\$)	125,000	-	-	-	-	125,000
減価償却費 (\$)	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	125,000
現金税便益 (\$)	45,000	7,500	7,500	7,500	7,500	75,000

IAWO と BBI の詳細については、[財務省ファクトシート](#)をご参照ください。

IAWO および加速減価償却に関する研究開発 (R&D)

特に、有形の減価償却資産がインストールされ、2021年6月30日より前にR&D目的で使用される場合、EMの2.25項は、関連する所得年度の適格なR&D支出に加速減価償却コンポーネントを含めることができることを明確にしています。

同じことが現行および修正セクション40-82の両方で計算されたIAWOの金額にも適用されます。つまり、最大のコストまで増加したIAWOの金額は、2020年6月30日までにオーストラリアにある適格なR&D目的で各資産がインストールおよび使用される範囲で、R&D支出に含めることができます。

これは実際には2020年3月12日からの改訂されたしきい値の下で、

- 還付可能なR&D納税者が、税務損失の状況で総売上高が2,000万ドル未満の場合、資産ごとに最大65,250ドルの現金還付を受けることができます。収益性の高い企業は、資産ごとに24,000ドルの16%の追加の税効果を得ることができます。
- 払い戻し不可の基本レートのR&Dエンティティ（総売上高2,000万 - 5,000万ドル）は、11%の追加の税便益を得ることができ、資産ごとに最大\$16,500になります。
- 総売上高が5,000万 - 5億ドルのR&Dエンティティは、8.5%の追加の正味税制優遇措置を受けることができ、資産ごとに最大で12,750ドルになります。

ただし、対照的に、サブディビジョン328-Dの簡易減価償却規則に基づいてIAWOの金額を請求しようとする納税者は、2020年6月30日までにR&D目的で有形の減価償却資産を**使用**して、IAWOの権利が危険にさらされないようにする必要があります。

実習生/研修生のいる雇用主のための支援

中小企業が見習いや研修生をサポートし維持できるように、政府は賃金補助金の支払いを導入しました。

- 実習生または研修生がいる中小企業（例えば、フルタイム従業員が20人未満の企業）は、2020年1月1日から2020年9月30日までの最大9か月間、関連する賃金の50%の賃金補助金を申請できます。
- 雇用者は、適格な見習いまたは研修生ごとに最大21,000ドル（四半期ごとに7,000ドル）まで払い戻されます。
- 雇用者は2020年4月上旬から登録でき、最終的な支払い請求は2020年12月31日までに提出する必要があります。詳細については、教育、スキル、雇用省の[Webサイト](#)またはオーストラリアの実習生の[Webサイト](#)をご参照ください。

詳細については、[財務省ファクトシート](#)をご参照ください。

個人のキャッシュフロー支援

退職年金への一時的な早期アクセス

- 対象となる個人は、2019~20会計年度に関して、2020年7月1日までに最大10,000ドルの退職年金にアクセスできます。また、2020-21会計年度の2020年7月1日から最大10,000ドルまでアクセスできます。
- 対象となる個人は、次の要件の1つ以上を満たす個人です。
 - 失業者
 - 求職者手当該当者、若年者のための求職手当、育児手当（シングルおよびパートナー支払いを含みます）、特別利益や農家手当該当者。または
 - 2020年1月1日以降：
 - リダンダントされたか、
 - 労働時間が20パーセント以上減少したか、または
 - ソールトレーダーの場合 - ビジネスが中断されたか、売上高の20パーセント以上が減少。
- アクセスされる早期退職年金の支払いは非課税となり、出金された金額はCentrelinkまたは退役軍人の支払いには影響しません。申請は、2020年4月中旬からmyGovを介してATOに直接行われます。

詳細については、[財務省ファクトシート](#)をご参照ください。

退職者へのサポート

- 口座ベースの年金および同様の商品の退職年金の最低ドロウダウン要件は、2019-20および2020-21の所得年度で一時的に50%引き下げられます。
- 2020年5月1日の時点で、社会保障の見なし率の上限は2.25%になり、社会保障の見なし率の下限は0.25%になります。

詳細については、[財務省ファクトシート](#)をご参照ください。

世帯への支援

- 社会保障、退役軍人およびその他の所得支援の受給者と資格のあるコンセッションカード所持者には、2つの別々の750ドルの支払いが提供されます。
- 最初の支払い（2020年3月12日に発表）は、2020年3月12日から2020年4月13日までの任意の時点で、適格な支払い受領者およびコンセッションカード所有者である人々が利用できます。
- 2回目の支払いは、2020年7月10日に対象となる支払い受領者とコンセッションカード所持者が利用できるようになります。
- 最初と2番目の両方のサポート支払いを受ける資格があります。ただし、各ラウンドの支払いで複数の方法で資格を得ている場合でも、各ラウンドの支払いで受け取ることができるのは750ドルの支払いのみです。
- 支払いは課税対象外であり、社会保障、農家手当、退役軍人の支払いの目的では収入としてカウントされません。

詳細については、[財務省ファクトシート](#)をご参照ください。

その他のビジネス上の考慮事項

財政的に困窮した企業のための一時的な救済

一時的に資金難に直面している多くの収益性があり実行可能なビジネスを不必要に倒産させる可能性を軽減するために、いくつかのセーフティネット対策が導入されました。パッケージの構成要素は次のとおりです。

- 債権者が会社に対して法定要求を請求できるしきい値と、会社が受け取る法定要求に会社に対応しなければならない時間枠の一時的な増加。
- 破産手続を開始する債権者のためのしきい値の一時的な増加、破産通知に回答するために債務者のための時間の増加、および債務者が債務者の嘆願書を提示する意思の宣言を行った後、受信保護期間の延長。
- 支払不能にも拘わらず取引継続するための任意の責任から取締役の一時的救済。そして
- **2001年会社法に一時的な柔軟性を提供し、コロナウイルスの健康危機の結果として生じる予期せぬ出来事に対処するための救済を提供する。**

COVID-19のために現在苦勞しているビジネスの所有者または取締役に対し、ATOは一時的な支払いの削減や延期、または取締役の罰則通知やウィンドアップを含む執行措置の差し控えなど、状況に応じてソリューションを調整していく方針です。

詳細については、[財務省ファクトシート](#)をご参照ください。

クレジットの流れをサポート

- 2020年4月初旬から2020年9月30日まで、「コロナウイルス中小企業保証スキーム」が導入されます。このスキームの下で、政府は、運転資金の目的で、最大5,000万ドルの売上高を持つ中小企業による新規ローンに対して50%の保証を提供します。
- ローンには次の条件があります。
 - 借り手ごとに最大250,000ドル
 - 期間3年以内、最初の6ヶ月は返済不要;そして
 - 無担保金融
- 利用可能なローン商品の一環として、政府は貸し手が中小企業が必要とする場合にのみ引き出されるローンファシリティを提供するよう奨励します。これは、中小企業は引き出す金額についてのみ利子を負担することを意味します。
- クレジットへのより迅速でより効率的なアクセスを可能にするために、政府は既存の中小企業顧客にクレジットを提供する貸し手に対して責任ある貸付義務の免除を提供しています。この免除は6か月間であり、新規クレジット、クレジット制限の引き上げ、クレジットの変動と再構成など、ビジネス目的のクレジットに適用されます。
- オーストラリア準備銀行(RBA)は、銀行システム向けの定期融資制度を発表しました。銀行は、0.25%の固定金利で少なくとも900億ドルの資金調達にアクセスできます。
- さらに、RBAは、キャッシュレートを0.25%に引き下げることにより、金融政策を更に緩和することを発表しました。また、3年間のオーストラリア政府証券の利回り0.25%を目標とする積極的な措置を講じることにより、利下げを拡大および補完しています。
- オーストラリア財務管理局(AOFM)には、非認可預金受入機関(非ADI)や小規模認定預金受入機関(ADI)など、小規模な貸し手が使用するストラクチャードファイナンス市場に投資するための150億ドルが提供されます。
- オーストラリアのプルデンシャル規制当局は、銀行の自己資本比率に関する予想に対する一時的な変更を発表しました。

詳細については、[財務省ファクトシート](#)をご参照ください。

銀行部門からのサポート

- オーストラリアの銀行は、2020年3月23日に発効した[中小企業救済パッケージ](#)を開始しました。
 - 小規模ビジネスのすべてのタームローンおよびリテールローンの元本および利息返済の繰延を6か月間認めます。(利息は資産化されます)。
 - 参加しているメンバー銀行の現在のすべての中小企業顧客に開放されます。ビジネスがCOVID-19の影響を受けている顧客で、すべての経済セクターが対象となり、オプトインベースで適用されます。
- 銀行はまた、一時的に当座貸越枠を12か月間増やしたり、中小企業向けローンの変動金利を引き下げたりするなど、これらの最低条件を超える救済を個別に提供することもできます。詳細については、[こちら](#)をご覧ください。

影響を受けるセクター、地域、コミュニティのサポート

- 政府は、観光、農業、教育などのCOVID-19の経済的影響によって不均衡に影響を受けている地域やコミュニティを支援するために10億ドルを確保しています。
- 支援は、既存または新たに設立された政府プログラムを通じて提供されます。
- この措置には、グレートバリアリーフで営業している観光事業の環境管理料金の免除と、コモンウェルス国立公園の入場料が含まれます。
- 援助はまた、代替の輸出市場またはサプライチェーンを特定するプログラムを対象とする。

詳細については、[財務省ファクトシート](#)をご参照ください。

ATO の対応

2020年3月12日、ATOは[COVID-19の影響を受ける人々を支援するためのさまざまな支援措置](#)を発表しました。ATOはまた、メインの[COVID-19 ページ](#)で最新の関連情報を提供しています。

森林火災の救済措置とは異なり、COVID-19の影響を受ける支援策は自動的に実施されません。影響を受けるすべての納税者（大企業を含む）は、アドバイザーまたはATOに連絡して、状況について話し合うことをお勧めします。

大企業納税者は、ATOのパブリックグループおよびインターナショナルビジネスライン内の大規模サービスチームまたは既存の専任ATO関係マネージャーに連絡することもできます（[COVID-19の影響を受ける大規模ビジネスのサポート](#)を参照）。

ATOはまた、さまざまな問題に関するさまざまな[質問と回答 \(FAQ\)](#)を次の領域にわたって準備および更新しています：

- 個人
- 雇用主
- ビジネス-私たちへの支払い
- 企業の支払いと報告
- 利息とペナルティ
- キャンセルされた消耗品とイベント
- 国際ビジネス
- セルフマネジド・スーパーファンド

ATOのタイムリーで実用的なアプローチは賞賛されます。ジェレミー・ヒルシュホーン（クライアント・エンゲージメント・グループの2番目の委員）はLinkedInで、ATOに救済を要請する際には、ATOは「納税者が最も重要なことに集中できるよう、税務上の障害を取り除くために最善を尽くしている」、「学問的や理論上の税法に悩まされないように」と述べています。

支払いの延期

- ATOは、納税者がBAS（PAYG分割払いを含む）、所得税査定、FRINGE・ベネフィット税（FBT）査定、および消費税の支払い期限を最大6か月まで延期できることを[発表](#)しました。
- 申告は締め切りとおりに行われる必要があります、延期を申請するための通常のプロセスが引き続き適用されます。
- 雇用主は引き続き、従業員に対する継続的なスーパーの保証義務を果たす必要があります。

PAYG 分割払い

- ATOは（[こことここで](#)）四半期ごとのPAYG割賦支払者が2020年3月四半期のPAYG割賦金額をゼロに変更できることを発表しました。彼らはBASステートメントを通じてそれを行うことができ、変動の理由として「コード23-取引条件の大幅な変化」または「コード26-金融市場の変化」を使用する必要があります。
- PAYGの分割払いをゼロに変更する企業は、2020年3月の活動ステートメントの項目5Bで、2019年9月と2019年12月の四半期に行われた分割払いの払い戻しを請求することもできます。通常、SGEが支払うPAYGの分割払いがあるため、払い戻しの処理に時間がかかる場合があります。
- 納税者は、給与に関するPAYGの責任を含め、他の納税日に会う際の問題についてATOとの協議を検討することもできます。

月次 GST レポートへの変換によるキャッシュフローの支援

- 四半期ごとのレポートサイクルにある企業は、適格なGST払い戻しにすばやくアクセスするために、毎月ごとのGST申告を選択できます。

その他の対策

- 2020年1月23日以降に発生した、税金負債に適用された利息と罰金の送金。
- 影響を受ける企業は、低金利の支払い計画を締結して、継続的および既存の税金負債を決済することができます。

ATO : 質問と回答 (FAQ)

ATO は、発表された行政措置に加えて、COVID-19 の結果として浮上した実際的な問題に対処するガイダンスをリリースしました。ガイダンスは[質問と回答](#)の形式で提供され、定期的に更新されます。対処する主要な問題のいくつかを以下にまとめます。

雇用主と従業員

雇用者と従業員向けのガイダンスは、COVID-19 の旅行への影響により、当初予定されていたよりも長期間オーストラリアに留まるか、オーストラリア国外に留まる必要がある状況を扱っています。

要約すると、ATO は、オーストラリアでより多くの時間を過ごす必要があるが、通常はオーストラリア国外にいる場合、またはオーストラリア国外でより多くの時間を過ごす場合、対象者ができるだけ早く普通の住居に戻るつもりである限り、従業員のオーストラリアの税務義務が変更されることを期待しないことを示しています。

- これは、オーストラリアに拠点を置く従業員にとって意味します。
 - **彼らは引き続きオーストラリアの所得税の対象となります。そして**
 - **すべての雇用主は、オーストラリアの PAYG 源泉所得税を引き続き源泉徴収し、それらの従業員に支払われた給与および賞金から源泉徴収し、従業員がまだオーストラリアにいる場合と同様に、それらの従業員の利益のためにオーストラリアの年金拠出を継続することが期待されます。**
- 逆に、オーストラリアで一時的に「数週間または数か月」働く外国人従業員の場合：
 - **通常は海外に居住し、できるだけ早く帰国するつもりであれば、非居住者のままです。**
 - **オーストラリアで3か月未満の就労に関連する給与は、オーストラリアでは課税されません（該当する二重課税契約がある場合、183日までのより長い期間も免除される場合があります）。**
 - **外国人雇用者は、2020年6月30日までに退職する予定の外国人従業員が現在オーストラリアで働いているという理由だけで PAYG 源泉徴収に登録することは期待されません。**

退職年金の義務に変更はありません。これは、関連する免除が適用されない限り、雇用主はオーストラリアまたは海外で働く従業員に退職年金を支払うことが期待されていることを意味します。

FBT

また、例えば従業員がリスクの高い地域に配置されていて、転居したり、自己隔離する必要がある場合など、旅行と宿泊施設に対する「医療緊急」FBT 譲歩の適用に関するガイダンスもあります。

ATO は、給与や賞金に加えて COVID-19 の影響を受ける従業員に提供される緊急時の宿泊施設、食事、輸送、その他の支援は、給付が即時の救済に提供される場合、一般に FBT から免除されることを明確にしています。これには以下も含まれます。

- 一時的な緊急食事、食糧供給や旅行制限のために海外の鎖の従業員のために宿泊。
- オーストラリアに戻るために海外に駐在する従業員用のフライト。

従業員に提供される緊急医療に関する FBT の免除は、提供される医療処置にのみ適用されます。

- 会社の従業員（または関連会社の従業員）、
- 会社の敷地内（または関連会社の敷地内）、または
- 従業員の作業場に隣接

FBTは、従業員の継続的な医療費または病院費に対する雇用主による支払いに適用されます。ただし、医療援助を求めるために職場から従業員を輸送するための費用はFBTから免除されます。

内勤経費およびその他の付加給付

在宅勤務の増加に関するガイダンスは2つあり、従業員（所得税）と雇用者（FBT）の両方を対象としています。

従業員の場合、ATOは仕事場の暖房、冷房、照明、電話、インターネット、その他のランニングコストに関連する費用など、在宅勤務の増加に関連して発生したランニングコストの控除を請求できることを明確にしています。

雇用主向けのガイダンスでは、従業員が給与や賞金に加えて、ラップトップ、ポータブルプリンター、その他のポータブル電子機器など、自宅や別の場所から作業できるようにするための他の福利厚生は、通常、従業員がFBTを免除されることを明確にしており、主に従業員の雇用を目的として使用されます。マイナーベネフィットの免除は、300ドル未満のマイナーで稀有かつ不規則なベネフィットに適用される場合があります。

COVID-19のためにキャンセルされたイベントに従業員が参加するために返金不可の費用を負担した場合、雇用主はFBTを支払う必要もありません。ATOによると、これは雇用主とイベント主催者の間の取り決めであり、付加的な利益は提供されていません。

ただし、キャンセルされたイベントへの出席に対して従業員が支払う責任があり、雇用主が彼らに発生した費用を払い戻した場合、雇用主は費用支払の便益を提供しているため、FBTに支払わなければならない場合があります、ルール上控除可能でない限り。

国際課税

これまでの国際課税に関するQ&Aでは、オーストラリアにおける居住者判定、または外国法人の恒久的施設のステータスに関する税務リスクの増加について述べています。

居住者の判定に関しては、外国法人は、オーストラリアで事業を行い、且つ、オーストラリアに管理及びコントロールの中央管理機能（CMAC: Central Management and Control）がある場合に、オーストラリアにおける居住者と判断されます。これに関する一般的なATOの見解は、[Taxation Ruling TR 2018/5](#) および [PCG 2018/9](#) にあります。例えば一般的な点としては、オーストラリアで取締役会を実施する場合には、法人がオーストラリアの税務目的上、オーストラリアの居住者として判断される場合があります。

ATOは、外国法人がオーストラリアにおいて取締役会を実施する場合、または取締役がオーストラリアから取締役会に参加する場合のみについて言及しています。その理由はCOVID-19の影響のため、ATOはCMACがオーストラリアにあるかどうかを判断するためにコンプライアンス上のリソースを割かない方針です。

さらに、ATOは、次の条件をすべて満たす場合には、COVID-19の影響自体が、外国法人がオーストラリアにおいて恒久的施設を保有すると判断することには繋がらない旨を示しています。

- COVID-19の影響を受ける以前において、外国法人がオーストラリアにおいて恒久的施設を保有していない。
- 法人を取り巻く状況にその他の変更はない。
- オーストラリアにおける計画外の従業員の所在は、COVID-19の結果としての短期間の従業員の再配置、または移動の制限によるものである。

COVID-19に関して追加の施策が検討されると考えられ、ATOから今後もさらなるガイダンスが公表されると予想されます。

物品サービス税

ATOからの物品サービス税（GST）ガイダンスは、GSTが収集され、ATOに支払われたキャンセルされたイベントの影響に関連しています。

そのようなキャンセルされたイベントのために顧客に払い戻しを提供した納税者は、次のアクティビティステートメントで支払うGSTの量を減らすために、減額調整を行うことができます。ただし、金銭による支払い、相互の負債の相殺、またはパウチャーの発行により、顧客に払い戻しまたは払い戻しが行われるまで、請求を行うことはできません。

州政府の対策

ビクトリア州

- **2019 - 2020年のペイロールタックス全額免除**：給与が300万ドル未満の中小企業の場合、2019-2020年のペイロールタックスは免除されます。適格基準は各雇用主に適用されるため、年間300万ドル未満の課税対象賃金を支払うグループのメンバーであれば誰でも適格となります。また、2019-2020年にすでに支払われているペイロールタックスは払い戻されます。2019-2020年の残りの間、ペイロールタックスの申告は引き続き提出されなければなりません。
- **2020 - 2021年の第1四半期のペイロールタックス繰り延べ**：給与が300万ドル未満の中小企業は、2020-2021年の最初の3か月間、2021年1月1日までペイロールタックスの支払いを延期できます。
- **2020年の土地税の繰り延べ**：適格な小規模企業は、2020年の土地税の支払いを2020年12月31日まで延期できます。支払いは、2021年3月31日までに全額が必要です。適格となるには、土地所有者は少なくとも1つの非住宅不動産を有し、課税対象土地所の合計が100万ドル未満である必要があります。

ビクトリア州のビジネスと仕事をサポートする他の政策は以下を含みます：

- 最も影響を受けるセクター（例：ホスピタリティ、観光、宿泊、小売、芸術、娯楽）のビジネス、特に小さすぎてペイロールタックスの措置から便益を得られないビジネスにサポートを提供する、5億ドルの *Business Support Fund*。
- ホスピタリティセクターの中小企業および影響を受ける施設は、2020年の酒類ライセンス料が免除されます。2020年の料金を既に支払った企業は払い戻されます。
- 政府の建物の商業テナントは、家賃の救済を申請することができます。
- 政府は、5営業日以内にすべての未払いサプライヤーに対する請求書を支払います。
- COVID-19によって引き起こされた課題に対処するビジネスのホットライン。ビジネスビクトリアを通じて利用できるサービスを含むサポートサービスに関する情報を提供し、ビジネスの継続性と復旧計画の開発を支援し、全国的な刺激策パッケージを通じて利用可能な財務サポートにアクセスする方法。
- 公共インフラの清掃や食品の配達などで仕事を失った労働者が、新しい雇用を見つけるのを助ける、5億ドルの *Working for Victoria fund*。

これらの政策についてのお知らせと詳細は、[こちらと](#)、[こことここ](#)をご参照ください。

ニューサウスウェールズ州

- グループ全体のオーストラリアの課税対象賃金が最大1,000万ドルの企業は、年次調整がロジされると（2020年7月28日までに）、**年次ペイロールタックス債務が25%削減**されます。
- **ペイロールタックスのしきい値の引き上げを前倒し**：提案されている給与税のしきい値の100万ドル（現在は900,000ドル）への引き上げは12か月前倒しされ、2020年7月1日から適用されます。
- **手数料/料金免除**：バー、カフェ、レストラン、商人などの中小企業の場合、不特定の範囲の手数料と手数料が免除されます。

ニューサウスウェールズ州の事業と雇用を支援するその他の措置：10億ドルが政府によって以下に割り当てられました。

- 輸送資産、学校、その他の公共の建物などの公共インフラの追加クリーナーの採用。
- 公営住宅やクラウンランド・フェンシングなどの公共資産のメンテナンスの促進
- 資本工事とメンテナンス

これらの政策に関するお知らせと詳細は、[こちらとこちら](#)をご参照ください。

クイーンズランド

ペイロールタックスの軽減

オーストラリアの課税対象賃金が（グループ化またはグループ化されていない）650万ドル以下の企業は、次の救済を申請できます。

- 2020年1月と2月に支払われた、または支払われるべきペイロールタックスの払い戻し
- 3か月間（3月から5月）のペイロールタックスのホリデー（つまり、ペイロールタックスを免除）
- 2020暦年の残りの期間のペイロールタックスの繰り延べ。

オーストラリアの課税対象賃金（グループ化または非グループ化ベース）で650万ドルを超え、COVID-19によって（直接的または間接的に）悪影響を受けている企業は、以下を申請できます。

- 2020年1月と2月に支払われた、または支払われるべきペイロールタックスの払い戻し
- 2020年のペイロールタックスの繰延。

現在の売上高、利益、顧客、予約、小売販売、供給契約またはその他の要因が通常の運用条件と比較して悪影響を受ける場合、企業はCOVID-19によって直接的または間接的に影響を受けると見なされます。

適格企業が注意すべき事項：

- ペイロールタックス還付/ホリデーの申請は2020年5月31日までに行う必要があります
- ペイロールタックスの申告は、通常どおり（支払うことなく）提出する必要があります。
- 以前に発表された6か月の延期を既に申請している企業は、再申請する必要はありません-延期期間が延長されます。
- 繰延ペイロールタックスは2021年1月14日まで支払われる予定です。

クイーンズランド州の企業と雇用を支援するその他の措置

クイーンズランド州政府が発表したその他の措置には、次のものがあります。

- COVID-19のジョブサポートローン、つまり最初の12か月間の無利子期間で最大250,000ドルの低金利ローンをサポートし、企業のスタッフの維持と運用の維持を支援します
- 100,000キロワット時未満を消費する唯一のトレーダーおよび中小企業は、エネルギー料金から500ドルのリバートを受け取ります
- クイーンズランド州政府から建物を借りている企業は、家賃の免除を受ける資格があります（資格の詳細は保留中）
- COVID-19のために閉鎖する必要があった会場の酒類使用料免除
- 市場の多様化とレジリエンスの助成金は、クイーンズランド州の農業、食品、漁業の輸出業者とその重要なサプライチェーンパートナー、および輸出業者と協力する業界団体が利用できます。

これらの政策に関するお知らせと詳細、およびペイロールタックスの軽減と繰延の申請については、[こちら](#)と[こちら](#)、また、[こちら](#)をご覧ください。

西豪州

- **給与税のしきい値の引き上げが繰り上げ**：提案されている給与税のしきい値の100万ドル（現在は950,000ドル）への引き上げは6か月繰り上げられ、2020年7月1日から適用されます。
- **給与税支払いの延期**：通常の運用条件と比較してCOVID-19の影響を直接受けている中小企業（年間オーストラリア賃金が750万ドル未満）は、2020年7月21日までの支払いの延期と宿泊の返済に適用できます。
- **\$ 17,500の1回限りの助成金**：オーストラリアの課税対象年収が100万ドルから400万ドルの企業には、17,500ドルの1回限りの助成金が自動的に支払われます。グループ化された企業の場合、指定されたグループの雇用主に1つの助成金が支払われます。助成金は2020年7月から支払われます。

これらの政策に関するお知らせと詳細は、[こちら](#)と[こちら](#)をご参照ください。

タスマニア州

- **ペイロールタックス免除/リベート**
 - 3月から2020年6月までの4か月のペイロールタックスの負債は、ホスピタリティ、観光、シーフード業界の企業に対して免除され、3月、4月、5月の間に申告する必要はありません。
 - COVID-19の影響を受けた、最大500万ドルの給与計算を行う他の企業は、2020年4月から6月までペイロールタックスの免除を申請できます。
 - 12か月のペイロールタックス還付は、2020年4月から12月の間に24歳以下の人を雇用する企業が利用できます。
- **業務手数料**：以下の手数料は免除/軽減されます。
 - アワビダイバーとロックロブスター、カニとヒレの漁師に対する年会費と課税は、12か月間免除されます。
 - タスマニアの国立公園と荒野地域に関連する観光事業者のリース、ライセンス、および入場料は、2020年4月から6月まで免除されます。
 - 2020年の酒類のライセンス料は50%引き下げられ、2020年1月1日まで遡って2020年のすべての申請料は免除されます。

タスマニア州のビジネスと仕事をサポートする他の措置には以下が含まれます：

- **中小企業助成金プログラム-新しい実習生/研修生**：5,000ドルの1回限りの助成金は、観光業、接客業、建築および建設業、製造業で実習生または実習生を雇う小規模ビジネスに利用できます。
- **無利子ローン**：タスマニア政府は、設備の購入や事業運営の再構築を目的として、ホスピタリティ、観光、水産物生産、輸出セクターの企業に、売上高500万ドル未満のローンを提供します。ローンは3年間無利子になります。
- **政府の債務および債権-中小企業の資金繰り支援**：それ以外の契約で必要とされる場合を除き、支払のための支払条件によって、政府機関は14日に、通常30日から減少し、支払いのために30日から90日まで延長されるまで、政府機関

これらの政策についてのお知らせと詳細は、[こちら](#)と[ここ](#)と[ここ](#)をご参照ください。

ノーザン・テリトリー

ノーザンテリトリー（NT）政府はこれまで、税関連の救済措置を発表していません。ただし、直接または間接的にNTの事業と雇用を支援するいくつかの措置が発表されています。

- **ビジネス改善スキーム**：対象となるビジネスは、ビジネスのアップグレードまたは機器に最初の\$10,000の助成金を申請できます。\$10,000を寄付した場合は、追加の\$10,000を利用できます。アップグレードと購入は、別のNTビジネスからのものでなければなりません。
- **ビジネス構造調整パッケージ**：対象となる企業は、「100人」ルール（つまり、必須でない屋内の集まり）の調整を行うための支援を申請したり、消費行動の変化に合わせてオンラインプレゼンスを確立またはアップグレードしたりできます。
- **即時作業交付金制度の再導入**：適格法人法人の非営利団体およびコミュニティの組織とクラブは、最大50,000ドルの助成金を申請して、建物や施設の修理、改修、アップグレードを行うことができます。自分のお金を寄付する組織は、最大50,000ドルの追加の助成金を受け取ることができます（つまり、最大50,000ドルの組織寄付に対して、1ドルに相当する金額で支払われます）。
- **住宅改修助成金スキーム**：住宅改修に2,000ドルを寄付するNTの住宅所有者と家主に6,000ドルの助成金を支払う。\$1,000の住宅所有者/家主の寄付が行われた場合、\$4,000の助成金の支払い。
- **すべての政府の手数料と手数料の凍結**：手数料と手数料（つまり、電気、水道、自動車の登録を含む）は、2021年7月1日まで凍結されます。

これらの政策に関するお知らせと詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

オーストラリア首都特別地域

- 施設を所有する企業の場合、2019年から2020年までの平均未改善価値が200万ドル未満の不動産の商業料金に対して、2,622ドル（つまり、固定料金コンポーネント）のリベートが提供されます。
- 敷地をリースする企業の場合：
 - ホスピタリティ、クリエイティブアート、エンターテインメント業界の雇用主に対する6か月の給与税免除（2020年4月から9月まで）。
 - 認可された会場は、2020年4月1日から12か月間、食品事業登録および免許酒のライセンス料の免除を受け、2020~2021年の屋外ダイニング料金は免除されます。食品事業登録が1年以上前払いされている場合、ライセンスに更に12か月が追加されます。
 - 電力コストを支援するために、電気使用量が年間100メガワット未満の中小企業経営者向けの750ドルのリベート（次の電気料金に自動的に適用されます）。
- 2020年7月1日から、2020年から2021年の給与税の無利子繰延は、オーストラリアの課税対象年収が1,000万ドル未満のあらゆる種類の企業が利用できるようになります。2022年7月1日より前に支払われた繰延金額には、無利子の扱いが適用されます。

ACTのビジネスと仕事をサポートする他の方法には、次のものがあります。

- 開発アプリケーションの処理を優先するACT政府機関。開発アプリケーションを評価するスタッフが増える。
- インフラストラクチャプロジェクトと地元の学校、道路、公共交通機関のメンテナンスに2,000万ドルの即時支出。
- 消防および緊急サービスの徴収、公共交通機関、車両登録および駐車料金を含む、いくつかの政府の手数料および料金の凍結。
- イベントのキャンセルの影響を受ける既存の政府請負業者を再配置するための枯れ木の除去と交換のための追加の資金。
- 芸術部門のための追加の500,000ドルの助成金。
- ACTクラブがスタッフを表彰率で雇用し続けるための追加資金。
- 中小企業にキャッシュフローサポートを提供するためのACT政府機関による請求書の迅速な支払い。

これらの政策に関するお知らせと詳細は、[こちらとこちら](#)をご参照ください。

南オーストラリア

次の措置が発表されました。

- 3億5000万ドルの建設中心の**経済刺激策**。パッケージに基づいて資金を調達するプロジェクトは、特定の基準を満たしている必要があります。たとえば、短時間で作業を開始できる、労働集約的である、および/または資材、サービス、供給品の現地での大量購入が必要です。
- 南オーストラリア州の中小企業は、地元の仕事を促進するための1200万ドルのスキルパッケージの一環として、研修生/見習いを雇うために**州政府の資金で最大5,000ドル**を与えられます。詳細は[こちら](#)からご参照ください。

デロイトは、企業がリスクを管理および軽減し、COVID-19パンデミックから回復するのを支援することに尽力しています。

以下のようなさまざまな問題に関する世界中の記事やソートリーダーシップピースについては、外部サイト [Combating Covid-19 with Resilience](#) をご覧ください。

「運転資金と流動性要件の評価」、「COVID-19：サプライチェーンリスクと混乱の管理」、「あなたの従業員を最優先にする実践的な労働戦略」。

Contacts



Shin Takenaka
JSG National Lead
Partner, Sydney office
stakenaka@deloitte.com.au



Mark Latham
Stamp Duty
Director, Sydney Office
cmasterman@deloitte.com.au



Chris Masterman
Business Tax Advisory
Partner, Melbourne Office
cmasterman@deloitte.com.au



Ken Nishida
Private Tax & Advisory
Director, Perth Office
knishida@deloitte.com.au



Daisuke Nagata
Transfer Pricing | Tax
Senior Manager, Sydney office
danagata@deloitte.com.au



Megan Sing
Transfer Pricing
Senior Analyst, Melbourne office
msing@deloitte.com.au

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is, by means of this publication, rendering professional advice or services.

Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/au/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 244,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

About Deloitte Australia

In Australia, the member firm is the Australian partnership of Deloitte Touche Tohmatsu. As one of Australia's leading professional services firms, Deloitte Touche Tohmatsu and its affiliates provide audit, tax, consulting, and financial advisory services through approximately 7,000 people across the country. Focused on the creation of value and growth, and known as an employer of choice for innovative human resources programs, we are dedicated to helping our clients and our people excel. For more information, please visit Deloitte's web site at www.deloitte.com.au.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020 Deloitte Touche Tohmatsu.